

響灘東地区処分場整備事業の計画変更（完成延期）に伴う 響灘西地区廃棄物処分場の延命について

1 本市の処分場整備の考え方（処分場の位置図^{別紙1}）

- ・本市の廃棄物処分場については、陸域に確保することが困難であることから、これまで、浚渫土砂の処分場と併せて海域に整備。
- ・現在は、響灘西地区の現行処分場で廃棄物を処分しているが、並行して、響灘東地区において次期処分場を整備中。

2 響灘東地区処分場（次期処分場）整備事業の計画変更案

（1）事業費の増額 ※詳細な事業費と事業期間は今後公共事業評価により決定

- ・変更前：255 億円（埋立護岸 237 億円 環境施設 18 億円）
- ・変更後：5 割程度増額

【増額の内訳】

- ①物価（資材価格、労務費等）の高騰 ^{別紙2}
- ②廃棄物処分場における「遮水工」の補強対策 ^{別紙3}
- ③その他風浪対策など

（2）事業期間の延長

- ・変更前：平成 26 年度～令和 9 年度（廃棄物処分場の護岸は令和 8 年度完成）
- ・変更後：平成 26 年度～令和 13 年度

3 響灘西地区廃棄物処分場（現行処分場）の延命について

（1）現状

- ・搬入物：一般廃棄物（市の焼却工場で発生した焼却灰など）
産業廃棄物等（市内の中小企業が排出したもの）
- ・埋立期間：平成 10 年 10 月～平成 16 年 3 月（当初計画）
※家庭ごみの減少や各種リサイクルの促進により、埋立期間を延ばしてきたが、令和 8 年度末に満杯となる見込み

（2）課題

- ・現行処分場の延命化
（令和 9 年度から次期処分場が完成する令和 13 年度までの 5 年間）

（3）延命対策 ^{別紙4}

- ・市に処理責任がある一般廃棄物は、今後も受入れを継続。
- ・搬入者自身に処理責任がある産業廃棄物は、令和 6 年度から現行の処分場での受入れを制限しなければ、一般廃棄物の処分ができず市民生活に影響が生じる。
- ・搬入者等に対しては、説明会やチラシの配布により処分場の現状への理解を求め、受入れ制限をお知らせ。
- ・特に搬入量が多い事業者については、個別訪問などにより丁寧に対応。

処分場の位置図

別紙1



主要資材価格及び労務費の推移（平成30年4月を100とした場合）

別紙2



